

第3回那須塩原市下水道審議会 議事録

日 時：平成26年8月1日（金） 13：32～14：39

場 所：那須塩原市役所 西那須野庁舎 201.202 会議室

出席者：

委員

太田会長、安宅副会長、井上委員、小出委員、佐藤委員、渋井委員、仙波委員、野田委員、星野委員、本澤委員、目黒委員、吉田委員、若色委員

欠席者1名

市

須藤上下水道部長、久利生下水道課長、室井下水道課長補佐兼施設係長、関谷普及係長、伊藤管理係長、武藤下水道建設係長、北村主査、飯泉主任、平山主事

コンサルタント(日本水工設計株式会社)

門田文仁、武井弘

事務局(久利生)	<p>皆様こんにちは。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまより第3回那須塩原市下水道審議会を開会いたします。皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。審議に先立ちまして、本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。本日は名簿5番の坂内委員様から欠席のご報告をいただき、13名のご出席となっております。委員定数14名のうち半数以上のご出席をいただいておりますので、下水道審議会規則第6条第3項に基づきまして、本日の審議会が成立しておりますことをご報告させていただきます。加えて、私どもが委託しておりますコンサルタントを同席させていただきますことをご報告いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>また本日も審議いただきます資料について、事前に私どもから皆様へ送付させていただいておりますが、もしお持ちでない方がいましたら事務局でご用意しておりますのでお知らせください。</p> <p>それでは、資料の確認も取れましたので太田会長からご挨拶をいただきたいと思っております。</p>
太田会長	<p>皆様、連日の猛暑の中お集まりいただきましてありがとうございます。最近のニュースでアメリカの話ですが、カリフォルニア州で水道管が破裂いたしまして25mプール100杯分が地上に流出したということで驚いております。ですが、そういった事態はわが国でも毎年のようにどこかで起こっております。水道管、それから下水道管の破裂、特に下水道管では陥没が主となります。中でも記憶に残っているのは東京・御徒町のガード下の下水管が陥没し大きな穴が空いたことで、一時通行不能となったことです。</p> <p>破裂したアメリカの管は90年前に作られたものらしく、我が国のものも経済成長期に一斉に上下水道の整備がされた管の一つであり、同じ時期に作られた</p>

	<p>下水道管の更新が那須塩原市においても大きな課題となっていると思います。本市の下水道を後世に引き継ぐことができるようご審議をお願いいたします。</p> <p>それでは、前回審議会でも次回への課題となっていたことがあると思います。それについて事務局より説明があると思いますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局(伊藤)	<p>下水道課の伊藤と申します。前回審議会において入湯税の用途についてご質問がありましたので回答いたします。次第の後ろに入湯税についての説明資料が添付してありますのでご覧ください。まず1番「入湯税とは」、入湯税は環境衛生施設、消防施設の整備に要する費用などに充てるために鉱泉浴場における入浴行為に課税する目的税です。目的税とは、使い道が決まっている税金のことを言います。2番から8番に関しては入湯税の説明が記載されておりますが、こちらは記載のとおりとなっておりますので説明は省略させていただきます。その後ろのページ9番の「入湯税の用途」については先ほど説明しました通り、目的税として使い道が決まっている税金となります。それらの使い道には1番から4番まであり、1「環境衛生施設の整備」、2「鉱泉源の保護管理施設の整備」、3「消防施設その他消防活動に必要な施設整備」、4「観光の振興、観光施設の整備」となっております。那須塩原市では、主に観光施設の整備や観光協会への補助に充当されております。また入湯税の概要について、掲載しているのは平成24年度の決算になりますが、市の税収のうち入湯税は1億3,603万円となり、全体の1%の割合を占めていることとなります。(1)第2回下水道審議会での課題についての説明は以上です。</p>
太田会長	<p>ありがとうございました。前回ご質問で出た入湯税についてどうなっているのかご説明いただきました。この説明でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
太田会長	<p>関連して都市計画税についてもご説明いただいでよろしいでしょうか。</p>
事務局(伊藤)	<p>それでは都市計画税について私から説明させていただきます。この都市計画税についても用途が決まっている目的税となっております。こちらにつきましては、都市計画事業に充当するという事で主に都市公園・下水道事業などに充てることとなっております。現在的那須塩原市において都市計画税の課税区域になっているのは用途地域といいまして、土地利用の仕方が決まっている地域のことです。こちらにつきましては固定資産税と一緒に都市計画税が課税されております。税率につきましては0.2%であり、固定資産税の課税標準額に0.2%をかけた額が賦課されます。都市計画税については下水道事業の整備に充当されています。そのほか街路・公園といったものの整備に充当されている税金となります。</p>

太田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>目的税というのは使途があらかじめ決められている税目であり、例として入湯税と都市計画税の二つをご紹介いただきましたが、都市計画税は下水道事業に一部充当されている。しかし、入湯税の場合は下水道事業に充当されている実績はないということよろしいでしょうか。</p>
事務局(伊藤)	<p>はい。そのとおりです。</p>
太田会長	<p>したがって、温泉地域の観光振興や衛生設備等の整備など、下水道以外のところでいろいろと使われているということです。</p> <p>この件につきまして、何かご質問などございますか。</p> <p>それでは、本題に入らせていただきます。事務局から(2)使用料の統一についてご説明いただきます。</p>
事務局(北村)	<p>議事の2番目、使用料の統一について、ご説明いたします。お手元に配布されている第3回下水道審議会資料をご覧ください。</p> <p>5月の第2回審議会において、「前回審議会における使用料に関する審議のポイント」として改定の方向性が2つ示されているということをご紹介したところですが、そのうち1つが第2回でご説明しました「基準外繰入金を解消するための財源を確保する」ということをございました。今回はもう1つの方向性である「3地区別に分かれている使用料体系を統一する」ということに関してご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、「第3回那須塩原市下水道審議会資料」の1ページをご覧ください。</p> <p>まず、(1)那須塩原市の使用料体系についてです。2月の第1回審議会でご説明している部分ですので、簡単に確認していきますが、那須塩原市下水道使用料体系は1ページ、2ページの表のとおり3つに分かれておまして、合併前の市町の使用料体系をそのまま引き継いで設定されています。これらの表は1カ月当たりの消費税抜き使用料を示したもので、これと同じ形で那須塩原市下水道条例に規定されています。実際には2カ月に一度の請求となりました。この表から求められた合計額に8%の消費税相当分を加えた金額が請求されることとなります。</p> <p>黒磯地区と西那須野地区は使用水量が多くなるほど単価が高くなる累進制の料金となっており、基本料金の水量を超えた場合の超過料金の水量区分も同じです。それに対し、塩原地区は使用水量が多くなるほど単価が低くなる逆累進制の料金であり、基本料金の水量を超えた場合の超過料金の水量区分も、例えば黒磯・西那須野地区の1段階目が10～30 m³であるのに対し塩原地区は10～500 m³となっているなど、まったく異なるものとなっています。</p> <p>3ページをお開きください。地区ごとの使用料体系の違いが、請求額にどの</p>

ように現れてくるのかについて、下の図表に示しました。累進制と逆累進制という違いがあるため、特に多量使用者での負担額の差が大きくなっています。例えば、表-1.2を見ていただきますと、1カ月の使用水量が50 m³までのところでは、塩原地区に対する黒磯地区、西那須野地区の料金の差が100円～1,000円台ですが、500 m³ですと約20,000円～23,000円の差、2,000 m³では約111,000円～125,000円の差となります。グラフにしたものが図-1.1でございまして、使用水量が多くなるに従い差が広がっていることがここからも読み取れるかと思えます。

では次に、4ページに進みまして、(2)件数・使用水量・使用料収入の状況について、平成25年度の実績を地区ごとに見ていきます。実際の請求に基づいて整理していますので、ここでは1カ月ごとではなく2カ月ごとのデータをお示ししています。

まず①件数についてです。ここでいう件数とは、請求の件数です。平成25年度における地区別・使用水量区分別の件数実績は下の図表のとおりとなっています。全体の件数に対して、黒磯地区が52%を占めています。また、各地区ともに2カ月あたり21～60 m³の区分の利用者が最も多くなっています。グラフを見ていただきますと、概ね一般家庭用である2カ月あたり0～20、21～60 m³の青と緑の部分がほとんどとなっています。数値にしますと各地区とも80～90%を占めております。

5ページをお開きください。②使用水量について見ていきます。平成25年度における地区別・使用水量区分別の使用水量の実績は下の図表のとおりです。ということなのですが、表の中に数値の誤りがありますので、お手数ですが訂正をお願いいたします。まず表-1.4の黒磯地区、使用水量区分が2カ月あたり2,001 m³以上の欄で、339,031となっていますが、こちらは489,846になります。それに伴い、黒磯地区の合計が3,457,864から3,608,679になります。また、一番右の合計欄についても2カ月あたり2,001 m³以上の欄が1,219,500となっていますが、1,370,315となります。併せまして、その下の合計が7,120,033となっていますが、7,270,848となります。これらの訂正により、本文の上から3行目に「黒磯地区は全体の49%」とありますが、50%になります。訂正は以上です。申し訳ありませんでした。

説明に戻ります。使用水量については、黒磯地区が全体の50%を占めています。黒磯地区・西那須野地区では先ほどと同様に2カ月あたり21～60 m³の利用者に係る使用水量が最も多いのに対して、塩原地区では2,001 m³以上が最も多く、塩原地区全体の56%を占めています。グラフで見ても、塩原地区について2,001 m³以上を示すピンク色が半分近くを占めており、他の2地区とは違った特徴を示していることがわかります。

次に、6ページに移ります。③使用料収入について見ていきます。平成25年

度における地区別・使用水量区分別の使用料収入（調定額）については、下の図表のとおりです。「使用料収入（調定額）」とありますのは、実際収入になった額ではなく、請求額ベースで表示してあります、ということです。

使用料収入については、黒磯地区が全体の52%を占めています。使用水量区分別では、②使用水量と同様に、黒磯地区・西那須野地区では2カ月あたり21～60 m³の使用者に係る使用料収入額が最も多いのに対し、塩原地区は2,001 m³以上が最も多く、塩原地区全体の50%を占めています。グラフは、②使用水量と同じような特徴となっております。

以上①～③をまとめますと、件数で見ただけでは一般家庭用がほとんどですが、水量、使用料収入で見ますと、特に塩原地区において多量使用者の占めるウエイトが大きくなってくると言えると思います。

続きまして、7ページをお開きください。(3)使用料改定の推移について説明いたします。

那須塩原市の下水道使用料については、旧3市町それぞれの供用開始時に設定された料金から、合併前にも何度か改定が行われ、現在に至っています。各地区の使用料体系の推移を、下記のとおり整理します。ここでは、推移がわかりやすいよう消費税込の1カ月あたり使用料を示してありますので、税抜で示してある1～2ページとは違った金額が入っています。

まず①黒磯地区（旧黒磯市）です。旧黒磯市の使用料は、昭和55年度の供用開始以来6回改定が行われており、そのうち平成元年度、9年度、26年度の3回は消費税対応の改定となります。その3回は消費税が導入されたとき、3%から5%に税率が引き上げられたとき、また5%から8%に引き上げられたときに、それぞれ消費税を転嫁するだけの改定が行われたので、本体価格の改定は行っておりません。供用開始時の使用料体系は、汚水処理費に対して低く設定されており、その後一般会計繰入金の抑制を図るために改定を行っています。昭和62年度、平成4年度、8年度はそれに当たります。よって平成8年度の改定から現在まで本体価格は変わっていないこととなります。平成8年度の改定当時は、使用者の負担増を考慮し、汚水処理費のうち維持管理費の9割を回収することを目標に体系を設定しています。

8ページに移ります。②西那須野地区（旧西那須野町）ですが、旧西那須野町の使用料体系は、昭和60年度の供用開始以来、平成9年度と平成26年度の2回改定されており、いずれも消費税改定に伴うものです。平成元年度の消費税導入時は、転嫁のための改定を見送っています。平成9年度の改定は、供用開始から10年を経過したのを機に実施され、一般会計繰入金の抑制を目的として行われました。このとき基本料金に含まれる基本水量を8 m³から10 m³に変更しています。平成9年度の改定では、使用者の負担増を考慮して汚水処理費のうち維持管理費分を回収することを目標として体系を設定しています。この当時から現在まで、本体価格は変わっていません。

9 ページをお開きください。③塩原地区（旧塩原町）です。旧塩原町の使用料体系は、昭和 60 年度の供用開始以来、平成元年度、3 年度、9 年度、26 年度の 4 回改定されています。そのうち平成元年度、9 年度、26 年度は消費税の改定に伴うものです。平成 3 年度の改定では、水量区分を一部見直し、100 m³での区切りをなくしています。この当時から現在まで、本体価格は変わっていません。塩原地区についても、汚水処理費のうち維持管理費分を回収することを目標に体系を設定しています。

まとめますと、黒磯地区は平成 8 年、西那須野地区は平成 9 年、塩原地区は平成 3 年から現在まで、消費税抜きの使用料本体価格は変わっていないということになります。

いずれも汚水処理費のうち維持管理費のみ回収することを目標としており、資本費の回収は見込んでいませんでした。下水道事業は初期投資が大きい事業ですので、供用開始から日が浅いほど、投資するために借りた地方債の償還費用である資本費の負担が大きい傾向にあります。したがって、資本費まで使用料で回収するように設定すると、非常に高額になってしまうことから、維持管理費のみの回収に留めた経緯があります。

なお、5 月の第 2 回審議会でもご説明しましたが、現在では市全体で見ますと維持管理費は全て使用料で回収できており、資本費まで含めた経費回収率は平成 24 年度決算の時点で 85.9%となっております。

次に、10 ページに移ります。(4)使用料の統一についてご説明いたします。

まず、1) 考慮すべき原則等として、市町村合併に伴う下水道使用料の統一については、下記の事項を考慮する必要があります。ということで、2 点挙げております。1 点目は、①使用料の基本原則ですが、そもそもの下水道使用料の徴収根拠と使用料設定の原則は、下水道法第 20 条に次の枠の中のように規定されています。

第 20 条第 1 項では徴収根拠として「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。」とし、第 2 項では設定の原則として「使用料は、次の原則によって定めなければならない。一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。三 定率又は定額をもって明確に定められていること。四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。」とされています。

この原則には、使用者が排除した下水の量及び質等に応じた妥当な使用料であること、また公平な使用料であることが、その趣旨として記されています。

11 ページをお開きください。2 点目の②市町村合併後の使用料体系のあり方について、総務省では、市町村合併に関する課題について有識者による研究を行い、合併した市町村の運営に当たっての重要課題を検討し、合併市町村につ

いてその円滑な運営の参考とすることを目的に、『市町村合併法定協議会運営マニュアル（実務編）』を作成しています。このマニュアルの中では、市町村合併後の上下水道使用料の取扱について、下の枠の中のように示されています。枠の中を見ていただきますと、「上・下水道使用料については、生活に重要な影響のある地方公営企業等として、独立採算制を原則としており、各市町村によって、事業規模、運営制度、給水条件、使用料金等に差がある場合がある。上・下水道事業については、住民生活に極めて密接に関係し、かつ重要なものであるため、市町村合併を行う場合には、住民の生活に影響を及ぼさないよう、十分に新市町村における上・下水道事業の運営について検討し、制度の効率的な運用と円滑な統一について調整することが適当である。」となっており、ここでも使用料の統一の必要性が記されています。

続きまして、12 ページに移ります。2) 合併協定事項についてですが、「黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会」においては、合併時の下水道事業の調整方針に関して、下記のような協定が確認されています。枠の中をご覧くださいと、下水道事業については4点挙げられておりまして、使用料に関してはその中の(1)に記されています。読み上げますと、「下水道使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後早期に料金体系の見直しを行う。湯屋用（公衆浴場：銭湯）及び臨時用の料金については、合併時に料金を設定する。」とあります。この協定に基づき、一般用の使用料については旧市町のものをそのまま引き継ぎ、湯屋用と臨時用については合併のときに新市の全域に適用される使用料を設定しました。現在は一般用の「料金体系の見直し」という課題が残されている状態です。このことについては、平成21～22年度に開催された下水道審議会でも審議され、協定に基づき使用料体系の統一が望ましいという認識を確認していただき、答申にも盛り込まれているところです。また、『那須塩原市下水道中期ビジョン』においても、次のように示されています。ということで、13 ページをご覧ください。こちらは『中期ビジョン』の「下水道事業経営のあり方」の中で、下水道使用料の改定について述べられている部分の抜粋です。ここで使用料体系の統一については、「本市の使用料体系は、旧市町の3地区（黒磯地区、西那須野地区、塩原地区）のそれぞれ異なる設定となっています。今後は、3地区の料金格差を是正していくため、使用料体系の統一を視野に入れ、また、多量使用者等への措置なども考慮しながら下水道使用料の体系を検討していきます。」と記載されており、統一を視野に入れた検討ということが示されています。

14 ページに移ります。3) 水道料金の統一と段階的な軽減措置について ということで、既に行われております水道料金の統一はどのように行われたかのご説明をいたします。那須塩原市の水道事業については、合併後も、平成20年度までは合併前の市町が運営してきた水道事業を個別に運営し、料金体系も個別に設定してきましたが、平成21年度に水道事業の統合を行ったことに伴い、平

成 22 年度に料金体系の統一を行っています。料金の統一は、公共料金である水道料金が地域によって違うことが負担の公平性を欠くことから、それを是正することを目的に実施されました。

15 ページをご覧ください。これは平成 22 年度の水道料金改定の時に使用者の皆様にお配りしたパンフレットに記載されているものです。平成 22 年度当時のものですので、記載されている金額は消費税 5%込みの額になります。水道料金については、合併の時に 6 つあった料金体系を、平成 22 年 12 月の請求分から 1 つに統一いたしました。それぞれの料金や体系に大きな違いがありますので、どれだけ料金が変わったかという単純な比較は難しいのですが、旧西那須野上水道ではほとんどの場合負担が少なくなり、旧黒磯上水道の一般家庭が使用する口径 13 mm では、あまり変わらないか若干負担が少なくなりました。一方、旧塩原の水道では、ほぼすべての使用者の負担が増えました。

負担が急激に大きくなってしまう場合についての措置として、料金改定後 6 年間については、そのような使用者を対象に段階的な軽減措置を設けています。16 ページのフロー図のような形です。簡単に説明しますと、まず改定前の旧料金と改定後の新料金の両方を計算して、旧料金よりも新料金の方が高くなる場合に軽減の計算を行います。新料金と旧料金の差額に、点線の四角の中に記載してあります軽減率をかけて軽減額を出し、新料金から軽減額を差し引いた分が請求されます。現在は平成 26 年 8 月ですので、軽減率 50%の段階ということになります。平成 28 年 12 月からは軽減措置がなくなり、それをもって水道料金の統一が完了することになります。

17 ページをお開きください。4) 使用料の統一について ということ、これまでの説明のまとめになります。

10 ページの①使用料の基本原則からは、下水道使用料について使用者間で負担額の差異が生じることはその基本原則に照らし合わせても適切ではないと言え、また、11 ページの②市町村合併後の使用料体系のあり方における国の考え方を考慮しても、使用料体系を統一することが必要であると考えられます。

那須塩原市の下水道使用料体系は、最初にご説明しましたように地区ごとに体系が異なっているため、同じ那須塩原市内、同じ使用水量であっても負担額に差異が生じ、同じ便益を受けているにもかかわらず、公平性が保てない状況にあります。したがって、前回審議会からの答申、また『那須塩原市下水道中期ビジョン』にもあるように、速やかに使用料体系を統一し、使用者間の公平性を確保する必要があるものと考えられます。

以上で説明を終わります。

太田会長

ありがとうございました。現在の状況、それから合併協議等を踏まえた経緯を説明いただきました。特に水道料金につきましては、既に料金統一を達成しておりまして、現在経過措置の過程にあるということですのでございます。全体とし

委員	<p>での説明をいただいたので、委員の皆様からのご意見・ご指摘などございましたらお願いいたします。</p> <p>《特になし》</p>
太田会長	<p>統一ということに関して、どこどこを調整しなくてはならないのかというところで、塩原地区の取り扱いをどうするかが一番の論点になるかと思います。したがって、そのあたりのことを今後どう全体と調整を図っていくのか考えていかななくてはならないということです。</p> <p>水道料金の経過措置に関して、旧料金よりも新料金のほうが高くなる場合で軽減率を乗じて激変緩和を行うということで進められているわけですが、この軽減措置が適用になっているのは塩原地区が一番多いのでしょうか。</p>
事務局(久利生)	<p>正確な数字は手元にございませぬが、先ほどの資料 15 ページの旧料金表から塩原地区が多いのではないかと思われます。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。水道料金に準ずる取り扱いをした場合、下水道使用料も結果的に同じようになるのではないかと思われます。</p> <p>委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>なかなか現段階では具体的にどうするという話は難しいと思われます。全体の議事を進めさせていただき、そのあとでもう一度ご質問など伺いたいと思います。では、次の(3)使用料統一・改定の流れについてご説明いただきます。</p>
事務局(伊藤)	<p>使用料の統一・改定の流れについてご説明します。18 ページをご覧ください。</p> <p>5 月の第 2 回審議会でご確認いただいた基準外繰入金の問題、また今回ご確認いただいた使用料体系の統一ということ踏まえ、次回第 4 回審議会から具体的に新しい統一使用料体系を作り上げていく作業に入っていくこととなります。図-5.1 を見ながら、答申に向けての手順・スケジュールについて説明していきたいと思ひます。</p> <p>第 4 回審議会では、①財政計画について、②使用料算定期間について、③使用料算定期間中の収支見積についてご審議をいただく予定です。『那須塩原市下水道中期ビジョン』で策定した財政計画を基に、最新のデータを加味して、将来の収入・支出の予測を立てていきます。また、今回改定する使用料算定の対象期間を設定します。あまり長期間に設定すると予測の確実性が失われる恐れがあるので、一般的には 3～5 年間で適当とされています。</p> <p>第 5 回審議会では、①使用料対象経費の算定について、②目標経費回収率の設定について、③使用料水準についてご審議をいただく予定です。第 4 回で行う財政予測のデータを基に、公費・私費の負担区分を明確にし、算定期間内の使用料対象経費がどれくらいになるか算定します。また、目標とする経費回収率を設定し、使用料水準を設定します。</p>

	<p>第6回、第7回審議会では、①使用料体系の設定についてご審議をいただく予定です。第5回で使用料水準を設定することで全体的な改定後の使用料収入の見込みが見えてくるわけですが、ここでは、必要な使用料収入を確保するために、どのように使用者の皆様にご負担いただくか、その配分の仕方について考えていきます。具体的には新しい料金表を作っていく作業です。事務局から複数の改定案を提示する予定でありますので、基本使用料の設定、累進の度合い、従量単価等の観点から審議していただき、統一使用料体系を設定します。</p> <p>第8回審議会では、①多量使用者への配慮についてご審議をいただく予定です。改定案について、今までの使用料との差がどれくらい出てくるのかの試算を行い、変動が大きいと見込まれる多量使用者への配慮や激変緩和などの施策をご審議いただきます。</p> <p>第9回審議会では、第8回までの審議内容を取りまとめ、答申書（案）を作成します。</p> <p>そして最終の第10回審議会で、答申を市長に報告していただきます。</p> <p>以上のような流れで、新しい下水道使用料体系を作っていくこととなります。よろしくお願いたします。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。今後の審議の流れと各審議会での課題を示していただけたのではないかと思います。今ご覧いただきましたように第6回審議会におきまして使用料に関わる基本的な体系が決定されることとなります。その上で激変緩和など、必要な措置を講じて最終的な案として答申書をまとめるということでございます。第4回と第5回は、前提となる財政予測や各使用者から毎月どのくらいの使用料を回収したらよいかなど基礎となる基準が決定されるということです。</p> <p>先ほどもお話がありましたが、3～5年を使用料算定期間と呼んでおりますけれども、市民の皆様にご負担いただく額を算出するために使用料として回収すべき総額がいくらかということを見積もらないといけません。併せて回収経費の総額が決まった後に、たくさん使う人、一般家庭の生活分しか使わない人それぞれあると思いますが、使用する態様によってそれぞれが毎月いくら負担していただくのか、総額を割り振るということを行います。それをすることによって全体として料金体系が確定するという意味で考えていただければと思います。ですので、まずは料金として回収すべき経費総額がいくらなのかという予測をしながら、料金水準として確定していくことが第4回と第5回で行うべきこととなります。そして第6回と第7回で各使用者の間でどのように総額を割り振るか決めることとなります。つまり料金の骨格が決まるということです。その上で多量使用者に対する措置を第8回で考えていただくという流れです。</p> <p>そのほかいかがでしょうか。</p>
委員	<p>いずれにしましても合併協定の時の約束事、それから那須塩原市全体の財政の健全化を考えれば、料金改定・統一をやらなければいけないと前回審議会の</p>

<p>太田会長</p>	<p>ほうでも結論が出ています。料金表の統一・改定の流れについては、今後具体的に議論されるということですので、本日は過去にこのようなことがあったということに心にとどめておけば良いのでしょうか。</p> <p>結構だと思います。本日は具体的なお審議というよりは現状がどうなっているのかということと、過去に積み上げてきたものがどういうものであるのかということをご確認いただければよいと思います。</p> <p>そのほかいかがでしょうか。</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>ただいまの委員さんのご意見、大変ありがたく思っております。そんな中で概要などについての説明が各担当からあったわけでございますけれども、繰り返すことになりますが今回の審議概要につきましては、皆様の手元の資料 17 ページに記載してありますように使用料の統一についてということで、あくまでも使用料の基本原則に照らし合わせますと、同じ下水道を使用している利用者間での負担額の差異が生じている現在の状況について改めなければならないのではないか、もう一つは、前回の第 2 回下水道審議会でもあったように財政的な面において、一般会計繰入金をいただいているような現状であるためそれについても見直しが必要ではないか、という二つの点で議論が進んでいるのではないかと考えています。</p> <p>また、資料の 3 ページにある表-1.2 を見ますと、現状では塩原地区を 1 と考えた場合、一番左側の黒磯地区の 10 m³/月の使用者ですと塩原地区が 1,080 円に対して黒磯地区 1,258 円、倍数でいいますと 1.16 倍となっております。同じような考え方で一番下の 2,000 m³/月のところを見ますと、塩原地区を 1 と考えた場合に黒磯地区が 1.66 倍の料金を払っているということとなります。同じ下水道事業という統一された中では不公平感が出ております。</p> <p>これも繰り返すことになりますが先ほどの財政的な面ということで申しますと、過去にそれぞれの地区で使用料の改定があったと思います。その中では説明があったように維持管理費について回収できないだろうかということを目標に設定していたものでございます。本来使用料を定める場合は、維持管理費だけでなく汚水処理費というものを使用料で賄うべきと考えられております。汚水処理費は維持管理費と起債の償還などに充てる資本費を足したものの総額を皆様からいただいた使用料で賄わなければならないということですので、すでに過去の使用料の設定自体は下水道の経営から考えますと赤字が前提であったと言えます。そうなりますと下水道というのは特別な施設ですので使用できる方は限られています。那須塩原市市民全体から見れば下水道を使っていない人が税金という形で下水道事業にお金を繰り出していることとなります。先ほども言いましたように、下水道を使用している方たちの間だけでも不公平感がある。もう一つは、全く下水道を使用していない方と比べても不公平感がある。大きな二つの不公平感が存在していると言えます。</p> <p>前回の第 2 回の資料で最後にまとめということでお話しさせていただいたわ</p>

	<p>けですが、前回の資料でいうと16ページの平成24年度の時点での歳入につきましては、29億6,000万円、歳出も29億3,000万円ということで同じくらいの額で収まっているわけですが、実際は一般会計繰入金が入っているわけでございます。使用料収入は9億4,000万円であり、これに対し本来賄うべき污水处理費は11億円となり、経費回収率でいいますと平成24年では85.9%しか賄えていないということとなります。これを今後、先ほどお伝えしましたスケジュールによりまして、どれだけの経費回収率を設定するかという議論が今後なされることになろうかと思えます。経費回収率100%が理想ですが、今後の料金のシミュレーションによりまして適切な設定が見つければと思います。くどい説明となりましたが、確認の意味も込めて説明させていただきました。以上です。</p>
太田会長	<p>いかがでしょうか。</p>
委員	<p>ここに第8回の多量使用者への配慮について書かれていますが、この多量とはどのくらいの水量からになるのでしょうか。</p>
事務局(久利生)	<p>先ほど説明した中で水量に関するものは資料4ページ、使用水量区分が2カ月当たり21m³から60m³の間が最も多くなっており全体の80~90%を占めております。このあたりがいわゆる一般の生活排水となっており、それに対して事業などに使われるものはこれを超えるものと考えております。明確な区分はありませんが、一般家庭の生活排水の範囲を超えるものを考えております。</p>
委員	<p>今の流れで行きますと統一するということに関しては行わなければならないと私も思います。ですが、先ほど言われたように大きいところ、つまり多量使用者の措置を考えていく場合、措置を考えると金額などもわかると思いますが、実際いくくらい全体として収入が上がれば一般会計繰入金がなくなるのでしょうか。また現状の塩原の多量使用者に関しては、今後、現在の使用料よりどのくらい負担額が上がるのか現時点で分かるものなのでしょうか。</p>
事務局(久利生)	<p>ただいまの質問について、結論から申し上げますと多量使用者の負担割合における正確な数字は現段階ではありません。といいますのは、先ほど私のほうで平成24年度の段階での経費回収率を述べさせていただきました。また最新のもので平成25年度では経費回収率が86.3%という数字が出てございます。つまり、その不足分を回収したいというわけですが、その中で問題となってくるのは、下水道料金の場合施設型の事業ということで下水道処理場や管渠などすでに出来上がっている部分がございます。それを回収していかなければならないこと。それと回収するにあたり経費の配分というものを皆様と考えていかなければならないと考えています。単純に言えば全部の経費を平均的にとってしまう方法もあるでしょうし、一定の基本料を高く設定すれば確定的に使用料が</p>

	<p>入ってきます。そうなれば多量使用者にとっては負担が少なくなるかもしれませんが。一方では、多量使用者は下水道施設に対して相当の負担をかけているという見方もできます。そういう観点から累進性という中で単価が上がっているのではないかとも思います。従いまして現時点で明確に答えられないのは、料金配分のウェイトをどちらにおくか今後いくつかのシミュレーションを見た中で変わってくる可能性があるため、明確な答えが出せないということでございます。</p>
<p>太田会長</p>	<p>これは今後審議会の中で資料を提示していただいて、それに基づく議論の末に決まってくるものですね。まだいくら料金を改定すべきだというのは現段階では難しいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>現在、一般会計繰入金をもらっている状態だと言っていましたが、今後その分を無くせるよう使用料を設定すればよいのか、それとも別に目標がありそれを達成するために全体としてこれだけ上げなければならないという話があるのでしょうか。</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>皆様のお手元の資料 10 ページをお開きいただきたいと思います。四角の枠で囲った中に第 20 条第 2 項第 2 号「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること」ということが、下水道使用料を定めるうえでの下水道法の定めでございます。先ほどの一般会計繰入金をなくせればよいのかという質問に対しては、ある意味妥当であるかもしれませんが。これを超える高い金額で設定してしまうことは、あまり行ってはならないことであると認識しております。</p>
<p>委員</p>	<p>後のことも考え、将来の建設改良費や維持管理費のための基金の積み立てなども含める必要はないのでしょうか。</p>
<p>太田会長</p>	<p>今後、確かに更新投資や様々な維持管理のためのそういった費用もかかりますので、3 年～5 年の算定期間の中でそれらがいくらぐらい必要なかが予測されないと回収すべき経費総額がわかりません。</p> <p>併せて、今ご質問がありましたように、現状では使用料対象経費のうち約 15%について一般会計繰入金が入っています。原則的には 100%を使用料で賄わなくてはならないので 100%まで回収するのか、どれくらいにするのか、そのあたりの見極めが必要だと思います。それが確定しないことには、使用料で回収すべき額が決まらないので、そのあたりは順次事務局から財政予測を提示してもらいたいと思います。現状では資料がないので今後の流れだけ説明いただいたということです。</p> <p>他にございますでしょうか。</p> <p>本日は実質的なご議論というより現状と今までの経緯がどうであったかとい</p>

	<p>うことと、今後どういったことをご議論していただくのか、また課題は何かについて説明をいただきました。色々ご質問もいただきましたが、それらが示された後で今後どうするのか実質的なご審議をしていただくとお思います。本日はその入り口ということでご理解いただければとお思います。</p> <p>特になければ本日予定していた議事も終了いたしましたので、ここまでとさせていただきますとお思います。どうでしょうか。</p>
委員	問題ありません。
太田会長	それでは、本日はここまでとさせていただきますとお思います。事務局のほうで連絡事項などあればどうぞ。
事務局(伊藤)	<p>次回の審議会のご案内をしたいとお思います。資料の最後にあります那須塩原市下水道審議会審議事項(予定)をご覧ください。次回は第4回となります。開催日は10月20日(月)を予定しております。時間につきましては、13時30分から本日と同じ201~202会議室にて行いたいとお思います。審議事項については掲載のとおりとなっております。ご多忙のところ恐縮ですが、スケジュール調整の上、ご出席のほどよろしくお願いたします。</p>
事務局(久利生)	それでは、皆様から何かございますでしょうか。
委員	《特になし》
事務局(久利生)	では、以上で審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。